

高砂市庁舎電力供給契約書（長期継続契約）（案）

高砂市（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、高砂市役所南庁舎及び西庁舎（以下「高砂市庁舎」という。）の電力供給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、高砂市庁舎で使用する電力調達（長期継続契約）仕様書（以下「別紙仕様書」という。）及びこの契約の条項に基づき、高砂市庁舎で使用する電力を供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（電気方式等）

第2条 受電電気方式、受電電圧、計量電圧及び標準周波数は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

（契約電力等）

第3条 契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）及び使用予定電力量は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 使用電力量はあくまでも予定量であり、これを上回り、又は下回ることがある。

3 この契約の締結後、契約電力の変更が必要になったときは、発注者及び受注者は、協議の上、変更することができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第4条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第5条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第10条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示するときは、この限りでない。

（契約金額）

第6条 契約金額は、次に掲げる各金額（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

- | | | |
|-------------------------|---|--------------|
| (1) 基本料金単価（常時電力） | 金 | 円（1kW、1月当たり） |
| (2) 電力量料金単価（夏季7月から9月まで） | 金 | 円（1kWh 当たり） |
| (3) 電力量料金単価（夏季以外） | 金 | 円（1kWh 当たり） |

（消費税法の改正に基づく改定）

第7条 消費税法（昭和63年法律第108号）の改正による消費税率の変更があった場合における契約金額は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出するものとする。

（燃料費調整）

第8条 電気料金の算定に当たっては、需要場所を電力供給区域に含む一般電気事業者の適用する燃料費調整単価による調整を行うものとする。

（再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金）

第9条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとする。

（契約期間）

第10条 契約期間は、令和2年10月1日から令和5年1月31日までとする。

（契約保証金）

第11条 受注者は、高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）第30条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、同条各号の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除するものとする。

（供給の方法）

第12条 高砂市庁舎で使用する電力を需要に応じて全量供給するものとする。

（電気の安定供給）

第13条 受注者は、発注者に対する電力の安定供給に努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、電力の供給を中止し、又は発注者に対し電力の使用を制限し、若しくは中止の申出をすることができる。

- (1) 電力の需給上やむを得ない場合
- (2) 受注者の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
- (3) 受注者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 非常変災の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

2 一般電気事業者の送電線を使用して電気託送により供給している場合は、前項各号の規定に関し当該一般電気事業者との接続供給契約による安定供給を図らなければならない。ただし、当該一般電気事業者の都合で電気の供給中止又は制限が生じる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による電力の供給中止又は制限を行おうとするときは、受注者は、発注者に対し事前に連絡し、了解を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

(計量及び検査)

第14条 受注者は、毎月1日の0時から当該月の最終日24時までの期間に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、発注者に通知しなければならない。

2 検針日は、次に定めるところにより実際に計量を行った日又は計量を行ったものと思われる日とする。

(1) 計量は、毎月1日に、受注者が行う。

(2) 発注者又は受注者の事情により、毎月1日に計量することができない場合には、受注者は、その翌日以降に計量する。

(3) 非常変災の場合等やむを得ない事情のあるときは、受注者は、毎月1日以外の日に計量する。

(4) 第2号及び前号の場合については、受注者は、毎月1日に計量したものとみなす。

(電気料金の計算)

第15条 毎月の電気料金の計算方法は、次のとおりとする。この場合において、電力量料金等には、燃料費調整額を含むものとする。

毎月の電気料金＝基本料金（基本料金単価 × 契約電力 × (185%－力率(%))）

(消費税及び地方消費税額を含む。)

＋電力量料金等（電力量料金単価 × 使用電力量）

(消費税及び地方消費税額を含む。)

＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税額を含む。)

(電力量料金)

第16条 電力量料金の詳細は、発注者及び受注者が協議の上、別に定める。

(力率)

第17条 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、単位はパーセント(%)とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。

2 平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(支払方法)

第18条 受注者は、検針後速やかに前月分の電気料金の支払を請求するものとし、発注者は、当該請求に係る請求書が適法であると認めたときは、検針日の翌日から起算して30日以内にその電気料金を支払うものとする。

2 受注者は、発注者が前項に規定する期日までに支払を完了することができるよう、その月の検針日の翌日から原則として8日以内に前項の規定による請求を行うものとする。

(契約の解除)

第19条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要さず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他受注者の責めに帰さない理由によらないで、契約期間中にこの契約を履行しないとき。

(2) 発注者がこの契約について不正の事実を知ったとき。

(3) 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

2 受注者は、前項の規定により契約が解除されたときは、発注者にその損失の補償を請求することはできない。

3 受注者は、第1項の規定により契約が解除された場合においては、総契約金額(契約金額に発注予定量を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の100分の10に相当する額(契約の一部の履行があったときは、総契約金額から履行部分に対する支払相当額を控除して得られた額の100分の10に相当する額)を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が発注者にあるときは、受注者は、その損害額を発注者に賠償しなければならない。

4 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって受注者がこの契約に基づく債務を履行できないときは、その旨を発注者に通知することによりこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第20条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第2号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。

- (1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により受注者が発注者に損害を与えたとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

(契約解除による料金の精算)

第21条 発注者が第19条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者が履行した部分に相当する金額をもって精算する。

(談合その他不正行為に対する措置)

第22条 第19条第1項に定めるもののほか、発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第77条の規定により、審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第77条の規定により、審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。
- (3) 受注者に違反行為があったとして行った公正取引委員会の審決に対し、受注者が独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 受注者は、前項の規定により発注者が契約を解除したときは、総契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(賠償額の予定等)

第23条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、総契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、同項第1号から第3号までの規定のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、総契約金額の100分の20に相当する額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者が前2項に規定する額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第24条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とし、発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度において、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
(定めのない事項等)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈若しくはこの契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、発注者及び受注者が協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 都 倉 達 殊

(受注者)